

○南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則

平成24年12月20日規則第28号

改正 平成26年12月25日規則第31号

南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、東日本大震災で親を亡くした遺児等に進学支援助成金を交付し、経済的負担を軽減することで、大学(短期大学を含む。)、大学院、高等学校(専攻科に限る。)、特別支援学校の高等部(専攻科に限る。)、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、専修学校(専門課程に限る。)その他の高等教育機関(以下「大学等」という。)において学ぶ機会を提供し、もって子どもたちの健全な育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、平成23年3月31日時点で18歳以下の者であり、かつ、24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「震災遺児等」という。)又はその保護者とする。

- (1) 平成23年3月11日に本市に住所を有する者であって、東日本大震災により、南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年南相馬市条例第108号)に規定する災害弔慰金の支給対象となった遺族のうち、両親又はその一方を亡くしたもの
- (2) 平成23年3月11日時点で胎児であり、東日本大震災により、本市に住所を有する両親のうち、父親を亡くしたもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(助成金の種類等)

第3条 助成金の種類等は、別表のとおりとし、助成の期間は、大学等の最短修業年限とする。

(助成の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、東日本大震災遺児等進学支援助成金交付申請書(様式第1号)に別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 助成金の申請は、進学又は進級のあった年度の3月31日までにを行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、東日本大震災遺児等進学支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 助成金は、震災遺児等又はその保護者に対し交付する。

2 助成金は、東日本大震災により、両親又はその一方が亡くなった日の属する年度の翌年度分から交付する。ただし、その年度が、平成23年度のときは、平成24年度分の助成金から交付する。

（報告の義務）

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、震災遺児等が退学し、又は休学したときは、速やかに退学等報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により市長へ報告しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による報告書の内容に基づき、学資金助成金にあつては返戻金がある場合は当該年度分における返戻後の自己負担額を超える額を、修学支援助成金にあつては事由が発生した当該年度の残月数に応じた額を市へ返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定により既に交付した助成金を返還させるときは、東日本大震災遺児等進学支援助成金返還請求書（様式第4号）により、助成金の交付を受けた者に請求する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則（平成26年12月25日規則第31号）

（施行期日等）

1 この規則中第1条の規定は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則（以下「新規則」という。）第1条、第2条第1項、第4条及び第6条の規定は、平成24年度

分の助成金から適用する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、第1条の規定による改正前の南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第2条の規定による新規則第2条第2項及び第3項、第7条第2項の規定は、平成27年度以降の助成金から適用し、平成26年度までの助成金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種類	助成内容	対象経費	助成額	添付書類
学資金助成金	大学等進学に係る入学金及び授業料の自己負担相当額を助成する。	入学金（寄附金を除く。）	上限100万円	(1) 入学金支払領収書等の写し及びその内訳が分かる書類 (2) 学生証の写し (3) その他市長が必要と認めるもの
		授業料（教材費など、授業に関連する経費を含む。）	上限年間100万円（大学及び短期大学は上限年間200万円）	(1) 授業料の支払領収書等の写し及びその内訳が分かる書類 (2) 学生証の写し (3) その他市長が必要と認めるもの
修学支援助成金	大学等に進学したことで生じる生活費の一部を助成する。	生活費	年間60万円	(1) 学生証の写し (2) その他市長が必要と認めるもの

備考 それぞれの助成金の交付は、一人につき一つの大学等に限る。ただし、転校し、又

は編入した場合は、同一大学等とみなす。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）